

子ども・子育て本部の概要について

1. 本部の設置根拠及び所掌事務

- 平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法[※]において、子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年 4 月 1 日）にあわせ、内閣府に「子ども・子育て本部」（以下「本部」という。）を設置することとされた。
 - ※ ①子ども・子育て支援法、②認定こども園法、③関連整備法（内閣府設置法改正を含む。）
- 本部の所掌事務は以下のとおり。
 - ・ 少子化対策及び子ども・子育て支援策に係る企画立案・総合調整
 - ・ 少子化社会対策大綱の作成・推進
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく給付等の実施（施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業 等）
 - ・ 児童手当の執行
 - ・ 認定こども園法に基づく制度の運用 等

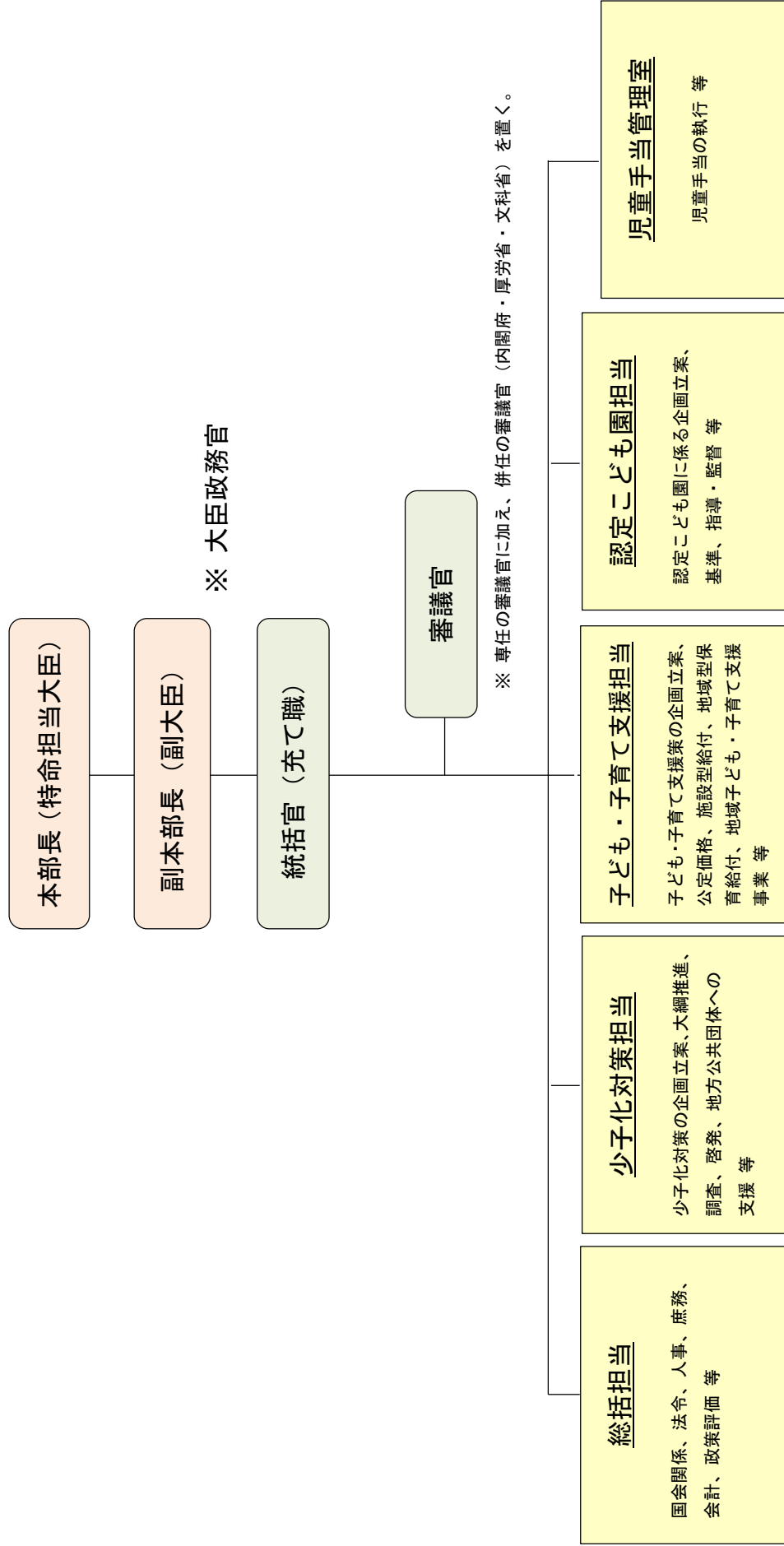
2. 本部の組織について

- 発足時における本部の体制は次のとおり。
 - ・ 本部長（有村治子内閣府特命担当大臣）
 - ・ 副本部長（赤澤亮正内閣府副大臣）
（担当政務官：越智隆雄内閣府大臣政務官）
 - ・ 統括官（武川光夫内閣府政策統括官（共生社会政策担当））
 - ・ 審議官 2 人
 - ・ 参事官 4 人（総括担当、少子化対策担当、子ども・子育て支援担当、認定こども園担当）
 - ・ 児童手当管理室（室長 1 人）
 - ・ 企画官 2 人

※ 上記の他、非常駐の併任職員が置かれる。

- 常駐の職員数：47 人（平成 27 年 5 月 1 日現在。政策調査員等を除く。）

子ども・子育て本部の体制図



子ども・子育て本部(平成27年4月～)を中心とした体制について

内閣府子ども・子育て本部

内閣府特命担当大臣

【必置、子ども・子育て本部長】

【主な業務】

- 子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対応に係る企画立案・総合調整
- 少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進
 - ・地域少子化対策強化交付金
- 子ども・子育て支援法に基づく事務
 - ・子ども・子育て支援給付(認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型給付及び委託費、地域型保育給付、児童手当)
 - ・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金
- 認定こども園法に基づく事務(共管)
 - ・認定こども園制度に係る一元的窓口
 - ・幼保連携型認定こども園への指導・監督

総合調整

総合調整

児童福祉法体系との連携

学校教育法体系との連携

厚生労働省

【主な業務】

- 児童福祉法に基づく事務
 - ・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に係る基準、指導監督
 - ・保育士に関する事項
- 認定こども園法に基づく事務(共管)

等

等

文部科学省

【主な業務】

- 学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務
 - ・幼稚園に係る基準、指導監督
 - ・幼稚園教諭に関する事項
 - ・私学助成に係る事務(新制度に移行しない私立幼稚園に対する補助 等)
- 認定こども園法に基づく事務(共管)

等

等

子ども・子育て本部関連条文

○ 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十八 （略）

十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七の三 （略）

二十七の四 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十七の六 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二十八～六十二 （略）

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもって充てる。

3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。

4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 内閣府本府組織令（平成 12 年政令第 245 号）

（子ども・子育て副本部長）

第四十条 子ども・子育て副本部長は、内閣総理大臣の指名する副大臣をもって充てる。

（統括官）

第四十一条 子ども・子育て本部（以下この節において「本部」という。）に、統括官一人を置く。

2 統括官は、子ども・子育て本部長及び子ども・子育て副本部長を助け、命を受けて、本部の事務をつかさどる。

3 統括官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（審議官）

第四十二条 本部に、審議官を置く。

2 審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

3 審議官の定数は、併任の者を除き、一人とする。

（参事官）

第四十三条 本部に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、二人とする。

○ 内閣府本府組織規則（平成 13 年内閣府令第 1 号）

（児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官）

第五十三条 子ども・子育て本部に、児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官を置く。

2 児童手当管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童手当に関すること（児童手当制度に関する企画及び立案に係るものを除く。）。

二 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

三 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

3 児童手当管理室に、室長を置く。

4 室長は、統括官を助け、児童手当管理室の事務を掌理する。

5 企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

6 業務管理体制検査官は、命を受けて、参事官の職務のうち子ども・子育て支援法第五十六条第一項及び第四項並びに第五十七条の規定による事務を助ける。

7 企画官の定数は、併任の者を除き二人と、業務管理体制検査官の定数は一人とする。